

令和 6 年度における養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況について

秋田県健康福祉部長寿社会課

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」第25条に基づき、令和 6 年度の養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況を公表します。養介護施設従事者等による虐待とは、高齢者虐待防止法第 2 条第 5 項に規定されており、老人福祉法及び介護保険法に規定する「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する職員が行う身体的虐待、介護・世話の放棄・放任、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待をいいます。

1 集計対象

65歳以上の高齢者が被虐待者となった事例（65歳未満であるが養介護施設に入所・利用している場合は、高齢者とみなして同法律を適用する。）で、令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月31日までに市町村又は県が虐待の事実確認を行い、虐待の事実が認められたもの。

2 件数 4 件

3 虐待の状況

	1 被虐待者の状況				2 高齢者虐待に対して取った措置	3 その他の事項	
	性別	年齢 階級	心身の 状態等	高齢者虐待 の類型		虐待があった施設・事業所 の種別類型	虐待を行った養介護施設 従事者等の職種
1	女性	90～94歳	要介護 3	心理的虐待	・市町村から施設等改善計画の提出依頼	短期入所生活介護	介護職員
2	女性	85～89歳	要介護 3	介護・世話の 放棄・放任	・市町村から施設等に対する指導 ・関連施設等における虐待防止対応の依頼	住宅型有料老人ホーム	介護職員 （介護福祉士）
3	女性	75～79歳	要介護 3	心理的虐待	・市町村から施設等に対する指導 ・指摘事項のモニタリング調査	介護老人福祉施設	介護職員 （介護福祉士）
4	女性	85～89歳	要介護 4	身体的虐待 介護・世話の 放棄・放任	・市町村から施設等に対する指導 ・市町村から施設等改善計画の提出依頼 ・施設長への注意・指導	地域密着型介護老人福祉施設	介護職員（介護福祉士） 管理者（介護支援専門員、 社会福祉主事、介護福祉 士）